

# 社会福祉法人青風会役員等の報酬並びに費用弁償支給規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人青風会（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条第1項の規定に基づき置かれる評議員選任・解任委員会の構成員をいう。
- (6) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (7) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他名称の如何を問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対し、役員等の職務遂行の対価として、その勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 評議員選任・解任委員会委員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額及びその算定方法)

第4条 この法人の全理事の各年度の報酬等の総額は、250万円以内とする。

2 この法人の全監事の各年度の報酬等の総額は、20万円以内とする。

3 理事長の報酬は、月額20万円とする。

4 理事長を除く役員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

5 理事長を除く理事が理事会又は評議員会出席以外で法人又は施設の運営のために、理事長の命を

受けてその業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支払う。

6 監事が、理事会又は評議員会出席以外で法人又は施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支払う。

7 評議員が評議員会に出席した場合は、別表 1 により報酬を支払う。

8 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合は、別表 1 により報酬を支払う。

#### (報酬等の支給方法)

第 5 条 月額報酬を受けている者に対しては、就任した日から支給し、その職を離れたときは、その日の分まで支給する。

2 理事長及び常勤役員の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により、毎月 25 日に支払う。

3 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等は、会議に出席し、又は業務にあたったその都度支給する。

4 前項の支払いは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により行うことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (旅費及び費用弁償)

第 6 条 役員が職務のために出張したときは、必要な旅費及び費用弁償を支給する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 支払い方法は職員旅費規程に準ずる。

#### 附 則

この規程は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

平成 16 年 10 月 1 日 改正

平成 25 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 12 月 18 日 改正

令和 2 年 4 月 1 日 改正

令和 5 年 3 月 22 日 改正

別表 1

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	3,110円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	3,110円
上記の他、法人又は施設業務のための出勤	3,110円

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	3,110円
上記の他、法人又は施設の運営状況を指導 又は監査業務のための出勤	3,110円

(4) 評議員選任・解任委員会委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	3,110円